

**令和8年度**

**山形県住宅用太陽光発電設備（自家消費型）導入事業費補助金**

**交付申請等の手引き**

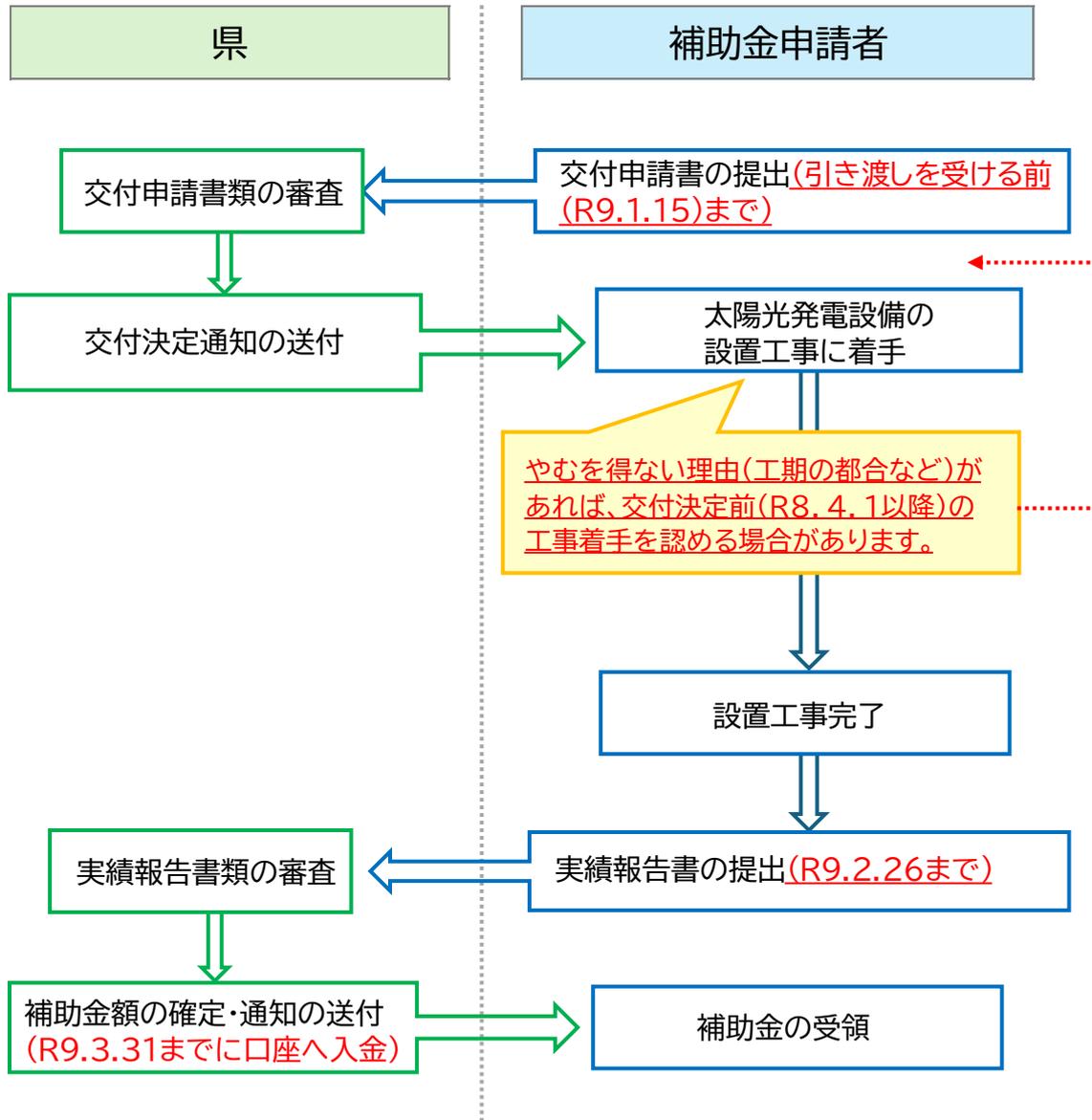
令和8年4月

山形県環境エネルギー一部環境企画課

## 目 次

1. 申請の流れ	1
2. 補助金に関する問合せ先・申請書類の提出先	1
3. 補助対象事業と補助要件	1
4. 補助金の額	2
5. 補助金交付申請の記載例	3
6. 補助金実績報告の記載例	10
7. 変更の手続きについて	13
8. 補助事業完了後の調査協力について	13
9. Q&A	13

## 1. 申請の流れ



## 2. 補助金に関する問合せ先・申請書類の提出先

【担当】 環境エネルギー部環境企画課 カーボンニュートラル・GX戦略室  
 住所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 TEL：023-630-2335  
 ※ 各種申請書類は押印不要。郵送での受付も可能です。

## 3. 補助対象事業と補助要件

補助対象事業	要件
住宅の屋根への太陽光発電設備の導入事業 【対象となる住宅】 ①やまがた省エネ	1 申請者が居住する住宅の屋根に設置するものであること。 2 太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力が10kW未満のものであって、FIT又はFIPの認定を取得しないこと。 3 法定耐用年数を経過するまでの間、この補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。

<p>健康住宅</p> <p>②やまがた省エネ健康住宅と同等の省エネ性能を有する住宅</p>	<p>4 本事業により導入する太陽光発電設備で発電された電気が、申請者が居住する住宅において消費(以下「自家消費」という。)され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものであること。</p> <p>5 本事業により導入する太陽光発電設備で自家消費する電力量を 30%以上とすること。</p> <p>6 既使用の製品を使用するものではないこと。</p> <p>7 補助対象設備に対し、国又は山形県の他の補助金の交付を受けるものではないこと。</p> <p>8 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施することとし、次に掲げる(1)から(9)をすべて遵守すること。</p> <p>(1) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。</p> <p>(2) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。</p> <p>(3) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。</p> <p>(4) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものではないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室)を参照のこと。</p> <p>(5) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。</p> <p>(6) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。</p> <p>(7) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。</p> <p>(8) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。</p> <p>(9) 交付対象設備を処分する際は、関係法令(立地する自治体の条例を含む。)の規定を遵守すること。</p>
--	---

#### 4. 補助金の額

補助対象経費	補助金の額及び上限額
太陽光発電設備の購入及び工事に要する経費	<p>7 万円/kW※</p> <p>※公称最大出力合計とパワーコンディショナ定格出力いずれか小さい値</p> <p>上限額：63 万円 (9kW)</p>

## 5. 補助金交付申請の記載例

県整理番号※ \_\_\_\_\_

申込者氏名 山形 太陽

### 「令和8年度山形県住宅用太陽光発電設備（自家消費型）導入事業費補助金」 チェックリスト（交付申請時の提出書類）

※は記入しないでください

No	項目	内容	申請者 確認欄	県※ 確認欄
1	交付申請書 (規則別記様式第1号)	日付、申請者氏名、補助金額等が記載されているか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	事業計画書 (様式第1号)	添付資料との整合性がとれているか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	遵守事項に関する確認書 (様式第1号 別紙1)	内容を確認のうえ、日付、申請者氏名が記載されているか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	自家消費計画書 (様式第1号 別紙2)	発電する電力量の30%以上を自家消費するか計画となっているか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	「発電電力量の見込み」の算定根拠となる資料	発電シミュレーションの結果など、自家消費率が30%を超える根拠となる資料を添付	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	口座振替申出書 (様式第1号 別紙3)	口座は申請者本人の名義となっているか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	預金通帳の写し	口座振替申出書(様式第1号 別紙3)の記載内容が確認できる部分を添付	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	やまがた省エネ健康住宅建築認定証の写し 又はBELS評価書の写し	BELS評価書については、補助金要綱第2条第3号の要件をすべて満たすことが確認できる部分を添付	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	見積内訳書等の写し	補助対象経費の内訳がすべて記載されているか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		事業計画書の補助金の算定の金額が確認できるか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	太陽光発電設備の仕様が確認できる書類(カタログ等)	メーカー名、型番、太陽電池モジュールの公称最大出力、パワーコンディショナの定格出力が確認できるか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	太陽光発電設備設置前の住宅の状況を示すカラー写真	太陽光発電設備の設置予定場所が確認できるもの	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【以下については、該当する方のみ提出してください。】

12	事前着手届(様式第2号)	やむを得ず交付決定前に工事に着手する理由を簡潔に記載すること	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
----	--------------	--------------------------------	-------------------------------------	--------------------------

【補助金交付申請書】

(規則別記様式第1号)

令和8年6月1日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

(申請者)

〒990-8570

住 所 山形市松波 2-8-1

氏 名 山形 太陽

電話番号 023-630-2335

令和8年度山形県住宅用太陽光発電設備（自家消費型）導入事業費補助金交付申請書

令和8年度において住宅用太陽光発電設備（自家消費型）導入事業について、標記補助金**350,000**円を交付されるよう、山形県補助金等の適正化に関する規則第5条及び令和8年度山形県住宅用太陽光発電設備（自家消費型）導入事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により関係書類を添付して申請します。

【関係書類】

(様式第1号)

事業計画書

1 補助事業の概要

1 補助対象設備の設置住所	山形県松波2-8-1		
2 工事契約締結日	令和	8年	5月 1日
3 事業完了予定日	令和	8年	7月 10日
太陽光発電設備	メーカー名	〇〇〇株式会社	
	型番	A B C D 1 2 3 4	
	公称最大出力合計 <small>(小数点以下切捨て)</small>	6	k W 公称最大出力 ( 252 ) W × ( 25 ) 枚
	パワーコンディショナ 定格出力 <small>(小数点以下切捨て)</small>	5	k W

2 補助事業に係る経費の明細

(単位：千円)

補助対象	補助金の算定 (a)		上限額 (b)	申請額 <sup>※1</sup>	
太陽光発電設備	70 千円/kW ×	<u>5</u> <sup>※2</sup> kW	350	630	350

※1 (a)と(b)のいずれか小さい額。

※2 太陽光電池モジュールの公称最大出力合計とパワーコンディショナの定格出力の小さい値。小数点以下切捨て

3 工事施工者

1 会社名 代表者職氏名	〇〇〇〇株式会社 代表取締役 □□ □□		
2 住 所	〇〇市□□町1丁目2番3号		
3 担当者氏名	〇〇 〇〇		
4 電話・FAX 番号	TEL : 023-123-456	FAX : 023-456-789	
5 メールアドレス	*****@*****.com		

※ チェックリスト (交付申請用) は本紙と合わせて提出してください。

## 遵守事項に関する確認書

令和8年度住宅用太陽光発電設備（自家消費型）導入事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けるにあたり、太陽光発電設備に関する下記事項を遵守します。

### 記

- 住宅の屋根に設置するものであること。
- 既使用の製品を使用するものではないこと。
- 補助対象設備に対し、国又は山形県のほかの補助金の交付を受けるものではないこと。
- 本事業により導入する太陽光発電設備で発電して消費する電力量を、発電する電力量の30%以上とすること。
- 発電された電気が住宅において消費され、連係された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものであること。
- 法定耐用年数を経過するまでの間、本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジットへの登録を行わないこと。
- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT又はFIPの認定を取得しないこと。
- 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。
- 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
- 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。
- 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。

以上

令和8年6月1日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申請者氏名

山形 太陽

申請者氏名

山形 太陽

自家消費計画書

①	太陽光発電設備の最大出力		5.00 KW	
	※ 太陽光電池モジュールの公称最大出力合計とパワーコンディショナーの定格出力の小さい値。小数点以下を切り捨て			
②	蓄電池の設置	<input type="checkbox"/> 設置する	蓄電池容量	0.00 KWh
		<input type="checkbox"/> 設置しない		
③	太陽光発電設備における発電電力量の見込み		6500.00 KWh	
④	自家消費量の見込み		2550.00 KWh	
⑤	自家消費割合 (④/③)		39.23%	

(交付要件) OK  
自家消費量30%以上

【必要添付書類】

「発電電力量の見込み」の算定根拠となる資料（発電シミュレーションの結果など）

【留意事項】

- 1 自家消費する電力量は、30%以上としてください。
- 2 補助金が交付された後、自家消費の割合を報告していただく場合があります。
- 3 自家消費割合が達成できるよう、過度な規模の設置は控えてください。

令和8年6月1日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

(申請者)

〒 990 - 8570  
住 所 山形市松波 2-8-1  
氏 名 山形 太陽  
電話番号 023-630-2335

口座振替申出書

令和8年度住宅用太陽光発電設備（自家消費型）導入事業費補助金については、下記の預金口座へ振り込んでください。

銀行名	〇〇銀行			本・支店名	□□支店			
預金種目	普通預金 / 当座預金（※貯蓄預金は対応できません）							
口座番号	1	2	3	4	5	6	7	※右詰めで記入して下さい。
フリガナ	ヤマガタ タイヨウ							
口座名	山形 太陽							

※ 預金通帳の写し（本支店名等、上記の内容が確認できる部分）を添付してください。

※ 原則として、申請者本人名義の口座とします。

令和8年6月1日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

(申請者)

〒990-8570  
住 所 山形市松波 2-8-1  
氏 名 山形 太陽  
電話番号 023-630-2335

令和8年度山形県住宅用太陽光発電設備（自家消費型）導入事業費補助金事前着手届

令和8年度山形県住宅用太陽光発電設備（自家消費型）導入事業費補助金の交付申請に当たり、下記理由から事前着手したく、令和8年度山形県住宅用太陽光発電設備（自家消費型）導入事業費補助金交付要綱第7条の規定により提出します。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合においても異議は申し立てません。

記

事前着手の理由	<input checked="" type="checkbox"/> 工期の都合により <input type="checkbox"/> その他の理由 ( )
着手予定年月日	令和8年6月5日

## 6. 補助金実績報告書の記載例

県整理番号※

申込者氏名 山形 太陽

### 「令和8年度山形県住宅用太陽光発電設備（自家消費型）導入事業費補助金」 チェックリスト（実績報告時の提出書類）

※は記入しないでください

No	項目	内容	申請者 確認欄	県※ 確認欄
1	実績報告書 (規則別記様式第2号)	・日付、決定者番号、申請者氏名等が記載されているか ・提出日が完成日の30日以内又は令和9年2月26日のいずれか早い日となっているか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	事業実績書 (様式第7号)	添付資料との整合性がとれているか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		補助金額の変更が伴わない変更がある場合は、軽微な変更内容欄に記載し、確認できる書類が添付されているか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	太陽光発電設備の導入状況が分かる書類の写し	①太陽電池モジュール設置後のカラー写真 ※太陽電池モジュール全枚数が確認できるもの ※全枚数が確認できない場合は、割付図も添付	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		②パワーコンディショナのカラー写真（外観及び型番が確認できる銘板等）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		③保証書又は出荷証明書の写し（太陽電池モジュール及びパワーコンディショナ） ※メーカー、購入日（出荷日）、型番等が確認できるもの	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		④太陽電池モジュールの出力対比表の写し ※メーカー発行の出力対比表の写し ※メーカーが発行していない場合は参考様式により提出	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		⑤系統連系承諾書等の写し ※余剰配線であることが確認できるもの	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	工事請負契約書等の写し	事業計画書との整合性がとれているか (契約者、設備設置場所等)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		工事契約締結日は令和8年4月1日以降か	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	補助対象経費に係る領収書等の写し	申請者が補助対象経費を負担したことがわかるもの	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

**【実績報告書】**

(規則別記様式第2号)

令和8年8月5日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

(申請者)

決定者番号 第 26001 号  
                  〒 990 - 8570  
住 所 山形市松波2-8-1  
氏 名 山形 太陽  
電話番号 023-630-2335

令和8年度山形県住宅用太陽光発電設備（自家消費型）導入事業費補助金実績報告書

令和8年6月15日付け環企第123号をもって令和8年度山形県住宅用太陽光発電設備（自家消費型）導入事業費補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、山形県補助金等の適正化に関する規則第14条及び令和8年度山形県住宅用太陽光発電設備（自家消費型）導入事業費補助金交付要綱第12条の規定により、その実績を関係書類を添付して報告します。

【関係書類】

(様式第6号)

事業実績書

1 補助事業の概要

1 補助対象設備の設置場所	山形県松波2-8-1	
2 工事契約締結日	令和 8年 5月 1日	
3 事業完了日	令和 8年 7月 10日	
太陽光発電設備	メーカー名	〇〇〇株式会社
	型番	ABCD1234
	最大出力合計 (小数点以下切捨て)	6 kW 公称最大出力 ( 252 ) W × ( 25 ) 枚
	パワーコンディショナ 定格出力 (小数点以下切捨て)	5 kW

2 補助事業に係る経費の明細

(単位：千円)

補助対象	補助金の算定 (a)	上限額 (b)	申請額 <sup>※1</sup>
太陽光発電設備	70千円/kW × <u>5</u> <sup>※2</sup> kW	350	630
			<b>350</b>

※1 交付申請（変更交付申請）による交付決定額

※2 太陽光電池モジュールの公称最大出力合計とパワーコンディショナの定格出力の小さい値。小数点以下切捨て

※3 補助金額は(a)と(b)の小さい額。

3 工事施工者

1 会社名 代表者職氏名	〇〇〇〇株式会社 代表取締役 □□ □□	
2 住 所	〇〇市□□町1丁目2番3号	
3 担当者氏名	〇〇 〇〇	
4 電話・FAX 番号	TEL : 023-123-456	FAX : 023-456-789
5 メールアドレス	*****@*****.com	

4 軽微な変更内容

--

※ チェックリスト（実績報告用）は本紙と合わせて提出してください。

## 7. 変更の手続きについて

事業計画変更承認申請書の提出が必要な変更は、以下のとおりです。

### ○交付決定を受けた補助金の額の変更を伴う変更

※交付決定した補助金の増額を伴う変更は認められないため、減額となる変更のみが対象となります。

### ○事業完了予定日の変更（補助金交付申請時の当該日から6か月を超えて延長する場合）

※事業完了期日（令和9年2月26日）以降の日付とすることはできません。

その他の変更については、補助金実績報告書に添付する事業実績書の軽微な変更内容欄に記入し、変更内容に係る資料を添付してください。

## 8. 補助事業完了後の調査協力について

事業の効果を検証するため、補助事業完了後に、本事業により導入した太陽光発電設備に係る消費電力量、太陽光発電設備の発電量、売電量等について調査を実施します。

調査を実施する際はあらためてご連絡いたしますので、調査に御協力くださるようお願いいたします。

なお、調査により取得した個人情報の管理、利用及び廃棄については、山形県個人情報保護条例の規定に基づき適切に取り扱います。

## 9. Q&A

Q1. 既に工事着手していますが、交付申請書は提出できますか。

A1. やむを得ない理由（工期確保のため等）があれば、交付決定前（R8.4.1以降）の契約締結・工事着手を認める場合があります。その場合は、事前着手届（様式第2号）を交付申請時に提出してください。

ただし、交付申請時点で引き渡し完了しているものは、受付できません。

Q2. 事業完了日とは、どの時点をいいますか。

A2. 補助の対象となる設備の引き渡しを終え、工事（購入）代金の支払いが完了した日付とします。

令和9年2月26日までに事業を完了し、実績報告書を提出してください。

Q3. 国や県、市町村の補助金と併用は可能ですか。

A3. 補助対象が重複する国及び県の補助金は併用できません。

市町村の補助金については、国費が充当されているものを除き、併用可能な場合がありますので、市町村にお問合せください。

Q4. 請負契約書の発注者が連名の場合は、申請者はどうすればよいですか。

A4. 請負契約書の発注者が連名の場合は、申請者も連名としてください。

Q5. 申請書等に署名や押印は必要ですか。

A5. 署名や押印は不要です。

Q6. やまがた省エネ健康住宅と同等の省エネ性能を有する住宅に該当するか、BELS 評価書のどの欄を確認するとよいですか。

A6 お手元の BELS 評価書のうち、

- ・エネルギー消費性能について…再エネなしの欄に記載されている削減率が 20%以上であること
- ・断熱性能について…外皮平均熱貫流率 (UA 値) が 0.46 以下であることの 2 点が確認できる部分の写しを交付申請時に添付してください。

【BELS 評価書見本 (2024.4 以前)】

建築物の所在地		地域区分	6	評価結果	
<b>建築物に関する基本的事項</b> 階数 地上2階 構造 木造(枠組壁工法) 延べ面積 97.71㎡ 新築竣工時期 (計画中の場合は予定時期) 2020年3月31日					
<b>申請対象部分に関する基本的事項</b> 用途 一戸建ての住宅 改修の竣工時期 (※1)					
<small>(※1) 申請対象部分を改修する場合のみ記載されます。</small>					
<b>評価結果</b>					
<b>■一次エネルギー消費基準</b>					
評価手法 (※2)	非住宅部分	対象外	住戸部分 (共用除く)	非住宅・住宅計算方法 (性能基準)	住宅計算方法 (平成28年基準)
BEI の値 (削減率) (※3)	新築 (改修後等)	0.50 (50%削減)	改修前		
単位面積当たりの一次エネルギー消費量 (MJ/㎡・年)	設計値 (その他除く)	308	設計値 (その他含む)	514	
	基準値 (その他除く)	623	基準値 (その他含む)	829	
<b>■外皮性能基準</b>					
外皮性能	非住宅部分	—	住戸部分	適合	UA=0.46

(※2) 平成 28 年基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号) に基づく基準をいいます。  
 (※3) 削減率とは、設計一次エネルギー消費量 (その他一次エネルギー消費量除く) の基準一次エネルギー消費量 (その他一次エネルギー消費量除く) からの削減率をいいます。

【BELS 評価書見本 (2024.4 以降)】

**エネルギー消費性能**

再エネなし (設計値)

削減率	UA 値
22%	0.78

再エネあり (設計値)

削減率	UA 値
50%	0.50

再エネあり (認定基準値+削減率)

削減率	UA 値
103%	-0.03

**断熱性能**

外皮平均熱貫流率 UA 値

0.40

建築用外皮平均熱貫流率 CA 値

1.6

部分をご確認ください